

昭和製作所分工場主殿

後業員一同

三月二日

6. 3. 10
2220

第 八 三 三 號

昭和六年三月九日

警視總監 丸山 鶴吉



内務大臣 安達謙藏 殿

社会局長 吉田 茂 殿

各 廳 長 官 殿

北海道庁 長官 官 殿

昭和製作所労働争議ニ関スル件 第二報

要旨 三月六日臨時休業放棄と同時に争議団幹部小野田ニ附外七名ヲ解雇セリ
即ち代表ニ見解不合一見解在ニ臨時休業ノ理由ヲ諮詢シ工場主ハ会社ノ営業ヲ
爲地ニ臨ミシムルノ行動アルヲ以テ之ノ争議ニシテ答ヘテ交渉 進捗スル事ナリ

標記製作所ノ労働争議ニ関シテハ概報ノ通りナルカ其
ノ後ノ状況左ノ通り